

出雲商工会議所永年勤続優良従業員表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、出雲商工会議所の会員である事業所の優良従業員を表彰することにより、従業員の意欲の高揚をはかり、商工業の振興発展に寄与することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 優良従業員の表彰は、会員事業所の従業員として、勤務優良な者で、事業所が特に功労あると認める者を次の区分により表彰する。

- 10年以上 出雲商工会議所会頭表彰
- 15年以上 出雲商工会議所会頭表彰
- 20年以上 出雲商工会議所会頭表彰
- 25年以上 出雲商工会議所会頭表彰
- 30年以上 日本商工会議所会頭・出雲商工会議所会頭連名表彰
- 35年以上 日本商工会議所会頭・出雲商工会議所会頭連名表彰
- 40年以上 日本商工会議所会頭・出雲商工会議所会頭連名表彰
- 45年以上 日本商工会議所会頭・出雲商工会議所会頭連名表彰
- 50年以上 日本商工会議所会頭・出雲商工会議所会頭連名表彰
- 55年以上 日本商工会議所会頭・出雲商工会議所会頭連名表彰

(推薦)

第3条 被表彰者の推薦は事業主が行うものとし、前条の区分により永年勤続優良商工従業員表彰を受けた者は、次の表彰区分に達するまで、被表彰者として推薦できないものとする。

(表彰の決定)

第4条 事業主から推薦を受けた者は、出雲商工会議所正副会頭会議において、その適否を審査し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰負担金)

第5条 被表彰者の推薦をした事業主は、常議員会で別に定める負担金を支払うものとし、負担金は表彰記念品等に充当するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

昭和33年10月21日施行の出雲商工会議所永年勤続優良商工従業員表彰規則は廃止する。

附 則

(実施の時期)

第2条(表彰の基準)の改正は、令和5年4月1日から施行する。

内規

- 1 表彰期日は、毎年10月1日**前後の木曜日**とする。
(土曜日または日曜日の場合は、前後の日とする)
- 2 勤続年月は、9月30日をもって計算する。
- 3 法人の役員である従業員も対象とする。
- 3 組織の変更、会社名の変更、法人の切替は同一として通算する。